

登記事項調査代行サービス取扱開始のお知らせ

当金庫では令和2年4月1日の民法改正を受け、新規のお借入れ等を申込みされる法人のお客様には、連帯保証人予定者の方が経営者であることの確認資料として登記事項証明書等の提出をお願いしておりますが、このたび、当金庫がお客様に代わり登記事項証明書を取得する、「登記事項調査代行サービス」(以下、「本サービス」といいます。)を開始いたしました。

お客様ご自身が法務局で書面請求するよりも安価に取得することができますので、是非ご利用ください。

記

1. 対象者

当金庫に新規のお借入れ等を申込みされる法人のお客様

2. 利用手数料

本サービスご利用の都度 550 円(税込)

3. お支払い方法

お客様から口座振替依頼書のご提出を受けて、本サービスご利用の都度、ご指定の口座から引落しさせていただきます。なお、引落としに際しては、事前・事後ともに通知・連絡は致しません。

4. 取扱開始日

令和2年9月23日(水)

以上